

2023年2月号トピックス

社会保障法第33条に基づく被保険者の社会保障基金への拠出金の計算の基礎となる賃金に関する法律の草案について

仏暦.....年、労働省は社会保障基金への拠出を計算するための基礎として使用される最低賃金および最大賃金を規定する。

1. 仏暦 2567 (2024) 年 1 月 1 日から 仏暦 2569 (2026) 年 12 月 31 日の期間、最低賃金月額 1,650 パーツを下回らず、最大賃金月額 17,500 パーツを上回らない額とする。拠出額の上限は 875 パーツとする。
2. 仏暦 2570 (2027) 年 1 月 1 日から 仏暦 2572 (2029) 年 12 月 31 日までの期間、最低月額 1,650 パーツを下回らず、最大月額 20,000 パーツを上回らない額。拠出額の上限は 1,000 パーツとする。
3. 仏暦 2573 年 1 月 1 日 (2030 年) より、最低月額 1,650 パーツを下回らず、最大月額 23,000 パーツを超えない額とする。拠出額の上限は 1,150 パーツとする。

電子納税制度における投資促進税制の期間延長について

仏暦 2566 (2022) 年 1 月 24 日、電子納税システムにおける投資促進税制の期間延長による歳入法典に基づく所得税の免税に係る勅令の案が閣議決定された。これにより、会社または法人パートナーシップは、以下の費用の 2 倍の金額の所得税が免除されることが規定された。

1. e-Tax Invoice & e-Receipt システムの投資費用。
2. e-Withholding タックス・システムへの投資費用。
3. e-Tax Invoice & e-Receipt システムおよび e-Withholding Tax システムのサービスプロバイダーからのサービス利用料。

この規則は、仏暦 2566 (2023) 年 1 月 1 日から 仏暦 2568 (2025 年) 12 月 31 日までの費用とする。

電子システムによる源泉徴収税率の引き下げ (e-Withholding Tax) について

仏暦 2566 (2022) 年 1 月 24 日、電子源泉税制度の利用を促進するための税制措置の期間を延長するための省令案が閣議決定された。仏暦 2566 (2023) 年 1 月から 仏暦 2568 (2025) 年 12 月 31 日まで、所得を電子源泉徴収システムで支払う場合の税率を 5%、3%、2% から 1% に引き下げるものとする。